

企画競争説明書

業務名称：パレスチナジェリコ市下水事業の持続的経営能力
強化支援業務

調達管理番号： 21a00129

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。
また、見積もりの際には2021年度報酬単価 (月額上限額) を適用してくださ
い。(2021年3月3日お知らせ参照)
<https://www.jica.go.jp/announce/information/20210303.html>

2021年4月21日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年4月21日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：パレスチナジェリコ市下水事業の持続的経営能力強化支援業務

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

- (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年7月 ～ 2023年7月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後12ヶ月以降)：契約金額の19%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

- 1) 2021年度末(2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部 環境管理グループ 環境管理第二チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2021年5月6日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注1）原則、電子メールによる送付としてください。
注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2021年5月12日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2021年5月21日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年1月25日版）」を参照願います。
（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）
※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- (3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4) 提出書類：
 - 1) プロポーザル・見積書
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
 - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 3) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。
（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）
 - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに

作成して下さい。

- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - c) 特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 ILS1=33.1221 円
 - b) US\$ 1 =110.2090 円
 - c) EUR 1 =129.3660 円
- 5) その他留意事項（以下、例）
 - e) 特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／下水道事業運営
- b) 水質管理

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 18 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年6月15日（火）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイト公開すること

とします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：開発途上国における水道経営に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／下水道事業運営
- 水質管理

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／下水道事業運営）】

- a) 類似業務経験の分野：途上国における水道経営に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：英 語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 水質管理】

- a) 類似業務経験の分野：汚水処理施設の水質管理に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域： 評価せず
- c) 語学能力： 英 語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/下水道事業運営	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/〇〇〇〇	-	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	-	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力: 水質管理	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	4	
エ) その他学位、資格等	4	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施するパレスチナ「ジェリコ市下水事業の持続的経営能力強化支援業務」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の背景

パレスチナ自治区ヨルダン川西岸地区、死海の北10kmの海拔マイナス250mに位置するジェリコ市は、ヨルダン渓谷において中心的な都市である。年間降水量は120mmと非常に少なく、生活用水は市内にあるアイン・スルタン湧水に、農業用水は同湧水と地下水を使用している。ジェリコ市で発生する污水は各家庭や施設の浸透槽から未処理のまま地下浸透しており、地下水の汚染につながっている。

こうした状況を改善するため、日本政府はジェリコ市および周辺地域での下水処理施設の建設を目的とした無償資金協力事業「ジェリコ市水環境改善・有効活用計画」を実施し、2014年にジェリコ下水処理場が完成した。また、同施設を適切に運営するため、JICAは技術協力プロジェクト「ジェリコ下水道運営管理能力強化プロジェクト」（2012年～2018年）を通じ、下水道事業の実施体制の整備と維持管理にかかる能力向上を支援した。上記事業に加え、日本政府見返り資金事業及びUSAIDによる支援によりジェリコ市内の下水道普及率は2020年末には約54%に達する見込みであり、下水処理水は全て灌漑用水として周辺農地で再活用されている。

他方、ジェリコ市内および周辺地域では、下水網の整備を目的とした事業がパレスチナ自治政府及びUSAIDの支援により実施されているが、USAIDの支援中断（2019年1月～）に加え、パレスチナ側の実施主体である水利庁およびジェリコ市役所の慢性的な財政不足と事業経営能力の低さに起因し、その進捗が滞っており、下水網の整備不足から、同下水処理場の污水流入量も設計容量を下回る状況が続いている。さらに周辺施設で発生している下水処理場の受け入れ基準を満たさない污水は、未処理のままワジに放流されているが、パレスチナ側は公共水域の汚染防止の観点からそれら污水の受入を検討している。流入污水の検査能力を高め、それら污水を受け入れることは下水処理場の有効活用の観点からも重要である。また、ジェリコ市役所では下水道事業運営に係る財務安定化のための原資として、現在天日干しのうえ処分場に持ち込んでいる汚泥の農業堆肥等への活用も検討されている。

かかる背景を踏まえ、パレスチナ自治政府から我が国に対し、持続的な下水道事業運営体制の構築を目的として、下水網拡大及び周辺施設で発生する污水受入による流入量の拡大と汚泥の有効活用に加え、ジェリコ市役所およびパレスチナ水利庁の経営分析ならびに下水網拡張にかかる公共予算及び外部資金獲得のための能力強化を支援する専門家の派遣が要請された。

第3条 業務の概要

(1) プロジェクト名

ジェリコ市下水事業の持続的経営能力強化

(2) 上位目標

ジェリコ市において持続可能な下水サービスが提供される。

(3) プロジェクト目標

ジェリコ市役所において持続可能な下水道事業経営体制が構築される。

(4) 期待される成果

成果1：ジェリコ市における水収支も含めた下水処理の現状及び将来予測に基づき、下水処理場の流入量増加のための下水網拡大にかかる計画作成能力が向上する。

成果2：ジェリコ下水処理場の流入水質検査能力が強化される。

成果3：ジェリコ下水処理場から排出される汚泥の活用方法について検討される。

(5) 活動の概要

活動1-1：ジェリコ市役所における下水道事業経営状況を分析する。

活動1-2：ジェリコ下水処理場の下水流入量を把握するとともに今後の流入量を試算する。（処理区域の水収支の把握、汚水処理人口推計及び排水量原単位の見直しを含む）

活動1-3：ジェリコ市内の下水網拡大にかかる計画の作成を支援する。

活動1-4：下水網拡大事業財源確保のための手法の検討と実施を支援する。

活動1-5：PWAによる管路拡大に向けた関係機関との意見交換の推進を支援する。

活動2-1：ジェリコ市役所上下水道部による水質検査マニュアルの作成を支援する。

活動2-2：下水処理場作業員を対象とした、流入汚水の水質検査にかかる研修を行う。

活動2-3：ジェリコ市役所上下水道部に対し、水質検査結果の評価と対処方法にかかるセミナーを実施する。

活動3-1：ジェリコ下水処理場から排出される汚泥の処理方法について評価する。

活動3-2：汚泥の利用方法について研修し、実施機関が行う農業庁との意見交換を支援する。

(6) 対象地域／機関

ジェリコ市及び周辺地域の下水処理区域

(7) 関係官庁・機関

第4条 業務の目的

「第3条 業務の概要」に記載の活動の実施を通じ、パレスチナ側カウンターパート（以下、「C/P」という。）の下水道事業運営能力向上を図ることにより、本業務の目標を達成する。

第5条 業務の範囲

本業務は、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す業務を行い、「第8条 成果品等」に示す報告書等を作成する。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 技術移転の方法

日常的な業務の実施に当たっては、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続性の確保、オーナーシップの確立の観点から、日本側専門家チーム内のみで業務を実施するのではなく、パレスチナ側C/Pの主体的な取り組みを支援しながら活動を進めていくことを基本とし、受注者はC/Pの主体性を引き出すように工夫する。

コロナ感染拡大の影響で現地渡航が困難となることも想定されることから、遠隔でのプロジェクト推進方法を予め検討し、対面以外での技術移転の方法も積極的に活用すること。

(2) 活動の柔軟性の確保

キャパシティ・ディベロップメントを目的とする技術協力では、C/Pのパフォーマンスや取り巻く環境の変化によって、活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、活動全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じ業務の方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方カウンターパートとの協議、契約の変更等）を取ることにする。

(3) 課題の共有・ネットワーキングの促進

パレスチナ域内の下水処理場はいずれも運営上の課題を抱えており、各施設の担当者/機関と、行政/技術の両面から意見交換を行い、課題や知見の共有を行うことはCPのみならず相手機関にも有用と考えられる。本業務においても積極的に関係機関との意見交換会の場を設け、C/Pによる発信・学びを支援すること。

(4) 他ドナーの活動との協調

現地では米国USAIDがジェリコ市内にて下水網拡大を実施していたが、米国による対パレスチナ支援撤退により、2019年1月に中断している。今後の再開の見通しや、上下水道事業に関連する各種ドナーの協力動向の把握に努めるとともに、他ドナー等による資金投入の可能性などを聴取し、必要に応じて連携を図るよう

留意する。また公共予算及び外部資金についてもCPがアクセス可能なリソースについて情報収集・検討を行う。

(5) C/Pの発信能力向上

ジェリコ下水処理場は西岸地区の下水処理場先行事例として他ドナーによる視察者が多く、視察受け入れの際に下水処理場の機能だけでなく下水道経営の観点からも効果的にプレゼンテーションを行うことにより、資金導引の機会ともなりうる。また上記(2)の通り、パレスチナ域内の下水処理場関係者との意見交換においても、ジェリコ下水処理場における技術上及び運営上の課題について適切に発信することが求められる。かかる観点から、本業務においてはC/Pによる資料の作成やプレゼンテーションスキルなど、発信能力向上のための支援を行うこと。

(6) 既存資料の有効活用

本業務を実施するにあたり、コンサルタントは公開資料に記載の先行プロジェクトの報告書や他ドナーの報告書等の既存資料を最大限に活用し、効率よく情報収集を行いつつ、活動の計画実施に際しては既往協力の成果、教訓についても分析のうえ活用する。

第7条 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は以下のとおり。なお、業務開始後にC/Pのキャパシティや全体のプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICAと協議の上、必要に応じて業務実施方法や作業工程を見直すこととする。

(1) ワークプランの作成、協議

日本国内で入手可能な資料・情報を整理分析し、業務実施に関する基本方針、方法（キャパシティ・ディベロップメント支援の手法を含む）、項目と内容、実施体制、ならびにスケジュール等を予備的に検討し、JICA地球環境部の承認後、ワークプラン（案）としてとりまとめる。また、C/P及びその他関係機関に対して英語・アラビア語版のワークプラン（案）で説明・協議し、その内容について合意を得る。その際、セミナー／ワークショップのテーマ、内容、開催時期についても合意する。なお、現地活動の進捗に応じ、ワークプランはC/Pの確認を経つつ適宜改訂する。

(2) 進捗モニタリングの実施

JICAは技術協力プロジェクトの進捗確認と促進に向けた取り組みとして、プロジェクトの進捗状況等を関係者で確認・共有することを目的としたモニタリングシートを導入している。本案件でも、JICA所定のモニタリングシートをC/Pと共同で半年に一度作成し、JCCにおいて確認・合意のうえ、JICAに提出するものとする。

モニタリングシートの作成における課題の把握や進捗・指標の策定はパレスチナ側の関係機関と協議し合意した内容をモニタリングシートに反映する。

(3) セミナー／ワークショップの実施

上記(1)で合意した計画に基づき、セミナー／ワークショップを通じた技術

移転及び人材育成を行う。内容、回数等については、C/Pと協議のうえ決定することとするが、（５）活動の概要に示した内容を網羅されているものとする。

（４）下水処理場の流入汚水にかかるデータの更新

下水処理場の有効活用のため、処理区域の汚濁負荷量や汚水排出の原単位、上水使用量など、下水処理場の流入汚水にかかる基礎的数的データについて、既存報告書の内容も踏まえつつ、本処理場の現状及び持続的な運営体制の構築も念頭に、本業務のなかでC/Pと共に見直すものとする。また、処理区域の水収支の把握を把握し、汚水処理人口推計の最新版を入手したうえで、下水処理の将来予測を行う。

（５）料金徴収率の確認

先行プロジェクトの終了時評価報告書では、料金徴収率が低い原因として大規模施設の不払いや低い接続率などが挙げられている。先行プロジェクトでも各戸接続に向けた個別訪問や顧客獲得キャンペーン、スマートフォンを利用した料金徴収率向上などが実施されたが、これらの活動の効果や継続状況などを確認し、必要であれば本業務のなかで実施の促進や内容の見直しについても扱うものとする。

（６）下水網拡大にかかる計画案の作成

上記（３）（４）で得られたデータやジェリコ市の下水道事業経営状況、財源確保状況などをふまえ、ジェリコ市の下水網拡大にかかる計画案を作成する。

（７）水質検査の技術指導

周辺施設で発生している下水処理場の受け入れ基準を満たさない汚水は、未処理のままワジに放流されているが、パレスチナ側は下水処理場の有効活用ならびに公共水域の汚染防止の観点からそれら汚水の受入を検討している。下水処理場の流入汚水にかかる水質検査能力を向上するため、水質検査にかかるマニュアルの作成を支援し、下水処理場作業員を対象としたマニュアルに基づく研修を実施する。また、ジェリコ市役所上下水道部に対し、水質検査結果の評価方法と汚水受入れ可否の判断にかかるセミナーを実施する。

（８）下水汚泥の有効活用

現在、下水処理場内で天日干しのうえ処分場に持ち込まれている下水汚泥の処理方法について把握し、技術及びコスト面や環境負荷の観点から適切かどうか検証するとともに、下水処理場作業員が処理の適切性を判断できるように指導する。また、C/Pは下水汚泥を処理水同様に収益源として活用することを希望しているため、堆肥化などの利用方法について検討する。特に堆肥化については農業庁が関心を持っているため、将来の堆肥化の可能性について検討すべき事項（含有成分にかかる基準や農地での利用方法など）について、C/Pによる農業省への説明を支援する。

（９）現地業務報告（現地派遣毎）、業務完了報告書の作成

各現地派遣の現地調査終了時に、現地業務報告書（英文及びアラビア語）を作成し、C/Pに説明する。先方からのコメントがあった場合にはこれを反映した報

告書をJICAに提出する。契約終了時には、業務完了報告書（英文及びアラビア語）をC/Pへ、業務完了報告書（和文）をJICAへ提出する。

第8条 成果品等

（1）報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は業務完了報告書とし、それぞれ（2）の技術協力等成果品を添付するものとする。

<報告書>

レポート名	提出時期	部数等
業務計画書	契約締結日から起算して10営業日以内	和文2部 データ（メール添付可）
業務進捗報告書	業務開始から約1年後	和文： データ（メール添付可） 英文： 5部 アラビア語： 15部 CD-R： 3枚
業務完了報告書	契約終了時 なお、ドラフトを3か月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化する。	和文： 5部 英文： 5部 アラビア語： 15部 CD-R： 3枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」

（https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind_guide.pdf）を参照する。

1）業務計画書

コンサルタントは、既存資料（事前調査資料等）を整理分析し、業務計画書を作成し、これをもとにしてワークプラン（案）を作成して現地作業開始時にウクライナ側C/P及びその他関係機関へ説明し、内容に関する協議を行う。なお、業務計画書には最低限以下の項目を含めることとする。

業務計画書の記載項目(案)

- ①業務の概要（背景・経緯・目的）
- ②業務実施の基本方針
- ③業務実施の具体的方法
- ④業務実施体制
- ⑤業務フローチャート
- ⑥活動計画
- ⑦要員計画
- ⑧先方実施機関便宜供与負担事項

⑨その他必要事項

2) 業務完了報告書

コンサルタントは、業務終了までに業務完了報告書を作成し、実施機関及びその他関係機関へ説明し、内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえ内容を修正の上、JICAが開催する会議で業務完了報告書に基づく最終報告を実施し、その内容についてJICAの合意を得ることとする。なお、業務完了報告書には、最低限以下の項目を含めることとする。

- ①業務の概要（背景・経緯・目的）
- ②活動内容（業務フローチャートに沿って既述）
- ③業務実施運営上の課題・工夫・教訓
- ④成果の達成度

添付資料：

- ・業務フローチャート
- ・詳細活動計画
- ・専門家派遣実績

(2) 技術協力等成果品

- 1) ワークプラン（業務完了までの改訂結果を踏まえた最終版）
- 2) セミナー／ワークショップ資料一式

(3) モニタリングシート

受注者は、C/Pと共同で半年に一度、プロジェクトの進捗状況等を関係者で確認・共有することを目的としたモニタリングシートを作成し、JCCで確認・合意のうえ、JICAに提出する。モニタリングシートの記載内容はJICA定型の「定期モニタリングシート（Form3-1）」を基本とし、本件の事業形態に合わせてアレンジする。

(4) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方との合意文書も適宜添付する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は2021年7月より開始し、2023年7月の終了を目途とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 21 人月 (M/M) (現地：19M/M、国内2M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者/下水道事業運営(2号)
- ② 水質管理(3号)
- ③ 汚泥管理

(3) 現地再委託

再委託は想定していません。

(4) 配布資料/閲覧資料等

1) 配布資料

➤ なし

2) 公開資料

- パレスチナ ジェリコ下水運営管理能力強化プロジェクト業務完了報告書
https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_317_12323010.html
- パレスチナ ジェリコ下水運営管理能力強化プロジェクト終了時評価調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12265880.pdf>
- パレスチナ暫定自治政府 ジェリコ市水環境改善・有効活用計画準備調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257724.html>

(5) 対象国の便宜供与(必要な場合に記載)

- ・カウンターパートの配置
- ・専門家執務スペース

(6) その他留意事項

1) 安全管理

パレスチナへの業務渡航に際しては公用旅券の申請が必要なため、時間的余裕を持って渡航を計画するとともに、申請に必要な手続きを行う。現地業務に先立ち

「JICA安全対策概要」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。JICAパレスチナ事務所作成「パレスチナ安全対策マニュアル」にかかる事項を順守し、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。パレスチナ到着後は速やかにJICA事務所からセキュリティブリーフィングを受け、滞在中の行動については以下に示すJICAの安全管理基準を厳守すること。渡航計画をJICAに提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAパレスチナ事務所、在イスラエル日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡がとれる体制とし、(特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し)現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、JICAの安全管理基準については随時変更があるため、変更の結果業務実施に制約が発生し追加経費が必要になった場合、もしくは、安全管理基準の変更がなくとも、業務実施過程で安全対策として必要な経費が発生することが明らかになった場合には、随時協議のうえJICAは必要に応じこれを認める。

以上